

特集

ユニバーサルデザインで暮らしやすく住みやすいまちづくり

高齢者や障害者の方々にもやさしく生活しやすいバリアフリーを念頭においた社会環境づくりが求められています。国も2006年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」を制定し、社会的弱者への対応を義務付けています。その理念の中核となるのが、建築物や交通機関でのユニバーサルデザインです。今回の特集では、ユニバーサルデザインの基本理念、社会への浸透状況、そして、ユニバーサルデザインによるまちづくりを積極的に進める都市の事例を紹介します。

寄稿 1

ユニバーサルデザインの背景と現状、そして評価

東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科教授 高橋儀平

寄稿 2

ユニバーサルデザインでつくる協働の仕組み

NPO法人ユニバーサルデザイン推進協会代表理事 芳村幸司

寄稿 3

松本市におけるユニバーサルデザインを活用したまちづくり

松本市長 菅谷 昭

寄稿 4

訪れやすく、滞在しやすい「まちなか」づくり

唐津市長 坂井俊之

ユニバーサルデザインの背景と現状、そして評価

東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科教授

高橋儀平 たかはしぎへい



ユニバーサルデザインとは何か

ユニバーサルデザイン（以下UDと省略）は、「年齢、国籍、性別、個人の能力を問わず可能な限り誰もが利用しやすいデザイン」として知られている。

しかし、現実のデザインの世界では、可能な限りとはどの程度までか、年齢や個人差の範囲はどのように考えればよいか、といった点になるとかなり経験値的な判断にも基づいていて、UDを推進している人々の間でも相違がある。そうした中で、UDの概念が日常生活用品、建築、道路・交通などの物的デザインから、IT、サイン、メディアさらには行政や顧客サービス面にまで広範囲に広がっている。また、狭義のバリアフリーのようにはっきりと目に見える効果をとらえられないことも多く、みんなが利用できるデザインという概念は理解しても、具体的な実施段階になると迷う。

ロン・メイスのUD

UDの提唱者であるロン・メイスは1985年に発表した論文で次のように述べている。

私が専門とする建築やまちづくりでは、①利用者の態様によって後々改修が必要になるような投資を可能な限り避ける、②施設の利用上において誰も特別扱いしない、③そのためにできる限り広範囲の利用者の合意を得てデザインする、ということをもUDの基本と考える。加えて施設や空間の運用、管理、サービスに対して良質な対応が必要となる。

デザインは形、使い勝手、表現などで魅力がなければ利用されない。ソフトを取り込むUDの世界でも同様である。魅力あるUDの実現には、合意のための利用者の参加を原則としながらも、全体を見て、UDの作業プロセスを丹念に調整していくUD調整能力と人が必要不可欠である。

「UDとは、追加的なコストをほとんどかけずに、建物や施設の設計が障がいのある無に問わず全ての人々にとって魅力的かつ機能的となるようなデザインのあり方である。UDは、移動制約者を対象とした製品及び設計における高価で「特別」なラベルを排除し、同時に、現在普及しているアクセシブルデザイン（バリアフリーデザイン）における無機質な外観を払拭する」

ロン・メイス自身がポリオ（小児麻痺）で車いすを使用している建築家、工業デザイナーであった。障がいの権利獲得運動に長くかわり、その経験から、障がいの者を「特別扱い」しないデザインの必要を強く感じ、住宅を手掛かりにUDへの舵取りを始めた。

日本社会でUDが強く意識されるようになった最も大きな理由は高齢化の急速な進行である。高齢化では世界のトップを走る日本がすべての市民を対象に超高齢社会にソフトランディングするための考え方の一つとして

UDを取り入れた。

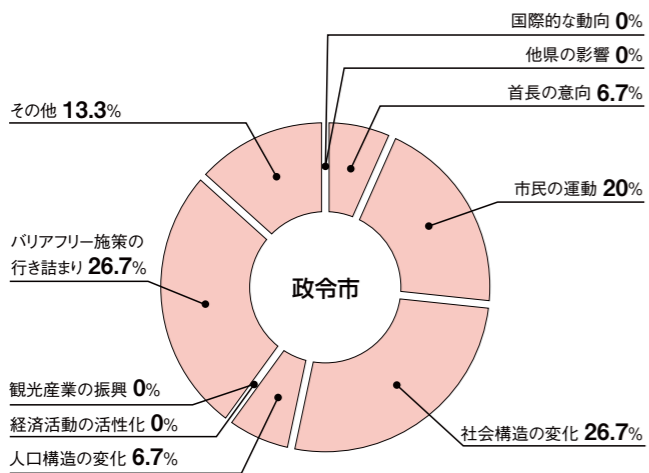
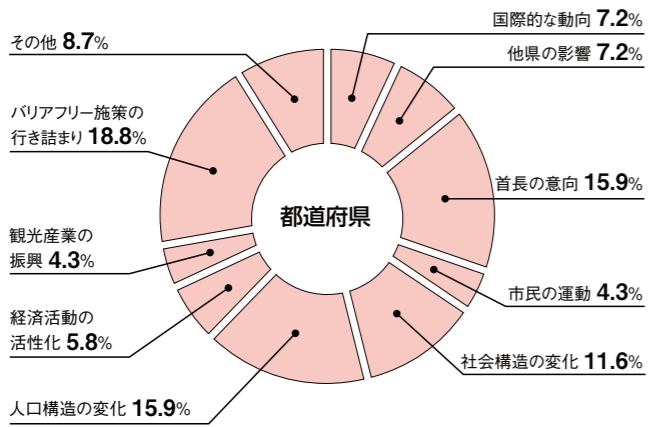
UDの出発点は米国と日本で大きく異なることがある。一言でいえば、米国は平等という人権問題に対する解決策の一つとして、日本では高齢化に対する社会経済的ニーズの処方箋として登場し発展した。しかし、共通点で言うと、障がい者施策の世界で度々用いられてきたアクセシビリティ、バリアフリーという考え方による市民、社会の理解に限界があることに気付いたとき、UDへの転換が始まったことである。

ロン・メイスがUDを提唱した時代は身体障がい者の移動やアクセス・デザインがあまりにも特化していて市民社会、市場には受け入れられないと認識したことが出発点になっている。それから26年を経て、いまUDの最前端に日本が位置付けられている。

日本のUD発展と行政の力

日本におけるUD発展の立役者は地方自治体であり、静岡県のUD室（平成11年）の立ち上げである。静岡県は当時福祉のまちづくりやバリアフリーの停滞を打開するためにUDを導入し、生活・文化部にUD室を設置した。情報の行き渡る部署にUD室を置くことで、「バリアフリー」という心構えと態度を強く求められる政策から、場合によっては市民が自らのバリアをも意識しないで進行できるUDに方向を転換した。図1・図2は平成16年に

図1 UD導入のきっかけ



※平成16年東洋大調査

私どもの研究室で実施したUD導入理由に関する自治体調査（都道府県の関係機関と政令市）の結果である。図1ではバリアフリー施策の行き詰まり、社会構造の変化が大きいことが分かる。

さらに特徴的なのは、UD導入が職員意識の改善に役立っていることである（図2）。60%を超える自治体で職員意識が変わったと回答している。さらに「事業の最初の段階から多様な住民が参画し、自分たちの使いやすいまちづくりを共に担おうという協働意識へと変わっている」「多様な人が一緒に取り組むプロセスは、参加する市民、職員にとって学

ぶことが多く有意義。行政が本来取り組むべき姿である」できることから実施例、モデル例を積み重ねる具体的な効果を示す必要があると考えている」などの意見も多く寄せられた。その反面、「福祉のまちづくりとの差異を明確にすることが難しい。なぜ今かの問いに対する説得力ある答えを模索中」「担当者が数年で異動する、専門的知識や技能の蓄積が不十分な行政よりも、民間の専門家や研究者が広めていくことの方が有効。行政としては、民間サイドの活動を支援する側に回る方がよい」「UDに関する専任部署がない。専任のスタッフがない」「UDは全庁的な取り組みで

ユニバーサルデザインで暮らしやすく住みやすいまちづくり 協働の仕組み

ユニバーサルデザインの考え方

一般的にユニバーサルデザイン(以降UD)は、ユニバーサル＝普遍的なという言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、文化・言語・国籍・性別・年齢差・障害の有無などの違いを問わず、誰もが利用しやすいデザインという意味でとらえられている。障害(バリア)を前提としているバリアフリー(以降BF)とは、その点が大きな違いである。しかし、UDを追求すればするほど果たして、そのようなデザインは存在するのだろうか?との疑問に突き当たる。そこで、当法人ではUDは比較級であり、できるだけ多くの人が使いやすいデザイン(BFの積み重ね)であるのとらえ、ハードのみならずソフト(人的サービス)や心の部分も含めてのトータル的な「仕組み」によってUDは実現するものであると考えている。

特に「まちづくり」においては、「個」を否定することなく「個」の積み重ねやつながりがまちを構成し、その各々が、互いの価値観を尊

NPO法人ユニバーサルデザイン推進協会代表理事

芳村幸司



重し合い、助けられる側、助ける側といった一方的な考えではなく、「お互いさま」の気持ちを持つことができる「仕組み」をつくり上げることで、全体を見たときにUDの理念に基づいた「まち」の創造が可能となり、結果的に「孤立」を生まなくなるとも考えている。

「安心」を得るための仕組み

当法人のミッションは「誰もが自分らしく安心・安全に暮らすことのできるまちの創造」である。言い換えれば「UDなまち」の創造であり、その「仕組み」づくりと言い換えても過言ではない。

今までは、「自分らしく」は、市民個々の責任において考えていくものであった。さらに「安心・安全に暮らす」ためのさまざまな課題(公共)は、市民が税金という間接的な経費を負担して行政に丸投げをし、そして逆に行政はそれらを独占してきたという歴史がある。

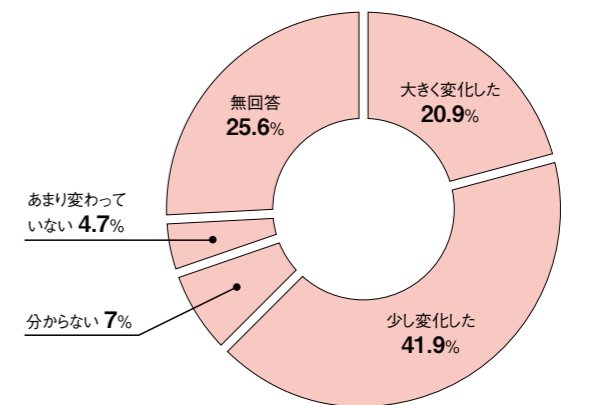
ゆえに公共は「自分らしく」を抑制し、「誰もが」を細分化することになり、公平性が強調され、縦割りの弊害を生むことになった。

そのことは、高齢社会の訪れや長引く不況感などにより公共課題が多様化した現在、市民の自助力の低下や行政の悪化などのため、多様化するニーズに対応できなくなり、誰もが「不安な気持ち」を抱える原因となっている。その「不安な気持ち」を持った状況では、自分らしさを考える余裕も持てず「お互いさま」の心もはぐくまれない。

それらを解決し「誰もが自分らしく安心・安全に暮らすことのできるまち」(以降UDなまち)を創造するには、前述したUDの考え方に基づき、課題の入口を細分化せず、できるだけ多くの接点を持ち、出口としても従来の分野にとらわれることなく、さまざまな方法で解決まで導くといった「仕組み」をつくる必要がある。それが、市民に「安心」をもたらすことにつながるのだ。

そのためには、各々が大きなミッションを共有し、そこから生まれてくる課題を、新しい公共」としてとらえ、従来の縦割りや価値観を超えた「協働」という概念を用いる必要性がある。

図2 UD導入による職員の意識変化



※平成16年東洋大調査

あり、そのための仕組みづくりが重要。だが組織上それが困難。庁内でUDに関する情報が共有できていない」など、UC導入の根本問題も指摘された。

今日、UDの認知度はかなり進んでいるとみられる。エコ、グリーン対策と同様、自治体の中でUDを標榜していない自治体はほとんどない。平成18年内閣府が行った日本、アメリカ、ドイツの3カ国間のUD認知調査では、提唱国アメリカよりも圧倒的に日本の認知度が高く(用語認知だけでも含めると60%)、こうした日本の浸透力が韓国や中国をはじめ



沼津市健康福祉プラザのUDワークショップの様子

世界へ発信される源になった。

左写真は、私がアドバイザーとして関わった計画段階から市民が参加した沼津市の公共施設整備のUC事例である。構想、プロポーザル、基本計画、実施計画、施行、モニタメント、供用開始に至る一連のプロセスを、UDの考え方をベースに推進した。

特に施工段階に入ると、それまでの市民参加のUDに加えて、施設設備のモックアップ検証のほか、施設運営に市民ボランティアの参加を求め、募集し、研修を

これからの課題

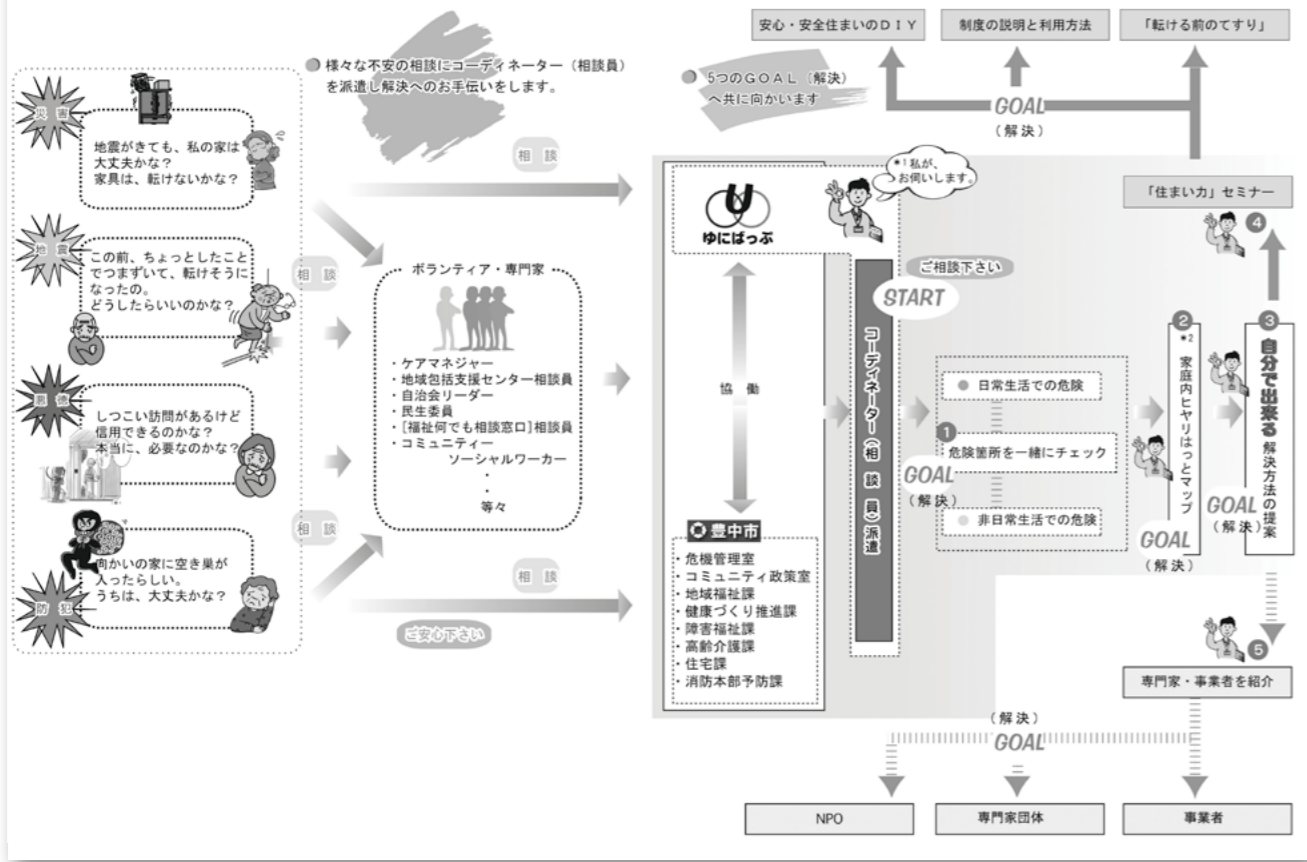
21世紀に入り、急速に発展したUD10年ではあるが次のような課題がとらえられる。

●UDのゴール(到達目標、整備水準)をどこに置くか、UDは各地域の地形、歴史、文化的資源、高齢化率、都市計画等で変化し、それらにより対応する必要がある。

●UDはハード、ソフト、サービスを問わず参加の手法を基本に多様な利用者にとって対応するかが問われる。住民参加による最も重要な点は、合意と決断であり、表現である。市民、利用者に魅力あるUDを実現するためにはしっかりとコーディネートできる人材を地域で養成していかなければならない。

●過去のUD事業の検証、評価、あるいはUDの視点での各種事業評価が遅れている。UDの企画やスタート段階では市民、利用者が参加し熱い議論が行われる。しかし施工や事業進行段階あるいは事業後の継続的な評価はあまりなされていない。UDを評価するルールはPDCAサイクルである。UDの成果を確認するためには、企画にかかわった市民、利用者が参加して今後の展開に資する適切な事業評価を行いたい。そのための仕組みを構築する必要がある。

図1 豊中市の「住まい力」向上プロジェクトの全体像



住宅改造指導事業

平成11年に豊中市で4番目にNPO法人として認証を受けた当法人は、当初、豊中市の障害福祉課と高齢福祉課が運用していた「住宅改造助成制度」のアドバイザー的な役割を担うことを提案した。これが採択され「委託事業」という形で「住宅改造指導事業」が始まった。当時は「協働」という概念は、まだまだ広まっておらず、行政のやるべき仕事を「委託」という形で民間に任せるといった考え方が主流であった。そのため行政と民間の間に、同じ目標に向かって取り組むパートナーという意識が構築されておらず、一般的に、委託契約書を一つとっても、民間ではあり得ない契約内容も散見された。

この事業は、それらとは対照的に市民(NPO)側からの逆提案の形として始まった。そもそも豊中市がそれ以前から「住宅改造助成制度」を運用していたのは、心身の状態が原因で、現在の住まいに不便や不自由を抱えている市民に適切なハードの整備をすることで安心・安全に暮らしてもらうためだった。ところが、そうなってはいなかった。ハードを対象にしても行政の担当窓口が福祉系であり、かつ制度利用には多くの手続きが必要であった。加えて、複数の専門職の意見調整も必要となり、有効な形で活用されているとは言い難かった。そこで、福祉・医療・介護との連携ができる建築知識を持った専門家がアドバイザーとして、個々の案件に入るようにすることで費用対効果の向上を目指した。

現在でこそ、各地でこういったアドバイザー

事業が存在するが、当初は大変珍しいものであった。行政も助成金がより適切な形で使われることにつながり、市民も見積もりのチェックや身体状況に合っているかなどの相談ができる。また、福祉・医療・介護の専門職も施工者の意思疎通が図りやすく、煩雑な書類についてアドバイスをもらえることで施工者もスムーズに申請が可能となったといった「ウィン・ウィン」の関係が成り立った。まさにそれぞから生まれてくる課題を「新しい公共」としてとらえ、解決していくという意味では、まさに「協働」のスタートと言えるべき事業であった。

しかし、この事業は7年で終わりを迎えることになる。制度という枠組みの中で規定されたバリアを前提とし、それを適切に除去するための「仕組み」であったことが原因だ。これはUDというよりも、いわばBFの考えに基づいたものであり、制度上決められたバリア以外のことに関して、あるいはそもそも制度に乗れないことについては、まったく触れることができなかったのが問題だった。

そのため、従来の縦割りの中で横串を刺すことにとどまり、事業を続けていくうちに多様化してくる課題に対して柔軟な対応ができなくなってしまう。

例えば、平成12年に施行された介護保険は、この事業の対象外であるために同じ住環境の改善を手段としている介護保険の「住宅改修制度」とは一線を画さざるを得ない状況になる。そうなれば、相談された市民は余計に迷い、

具体的には、市民

は、暮らしに関する不安をどこに相談したらいいのか悩むことなく、より身近なところで相談できるようにした。つまり、当法人の常設相談窓口をはじめとして、行政の窓口は8つの課、公益活動団体や企業、そして地域の方、福祉や介護の専門職など、従来の分野を超えてどこにでも相談してもらおうことができる窓口ネットワークをつくったのだ(図1の左半分)。

そして、相談を受けたところが、自らが解決に導けるものであればそれを担い、解決できないものや複数の縦軸カテゴリが必要であるような複雑なものに関しては、当法人のコーディネーターが入らせていただき、解決

不安になるといったことが起きた。

また、実際に訪問活動を行えば、アドバイザーは市民が震災への不安、悪徳商法、防犯など、暮らすための不安材料を大変多く抱えている状況を、目の当たりにすることになる。ところが、そうでありながらも、相談される「今日は、住宅改造指導事業できているので」と言わざるを得ない。ましてや、アドバイザー自ら、自分たちの範囲外のことまで言い出すと、誤解を生じかねないという理由で制限されてしまうことにもなった。

まさしく、縦割りの弊害である。これでは、前述した「不安な気持ち」を解決し「UDなまち」を創造することにはつながらない。そういった状況の中で市が行政改革の一つとして、高齢者分野、障害者分野と2つあったこの制度のうち、障害者分野のみを残すことを決めたタイミングで、われわれも新たな事業を企画し、提案することを選択した。

「住まい力」向上プロジェクト

当法人は、平成18年に豊中市の「市民公益活動推進条例」の中の「協働事業提案制度」に基づき、新たな「仕組み」として「住まい力」向上プロジェクトを提案した。これが、採択され8つの課とわれわれNPOとの協働事業がスタートすることになった。

- 事業内容は、まず前事業の反省から次の3点に注意を払った。
1. 不安の種類を分けない。
 2. 相談だけに終わることなく解決まで導く。
 3. 解決方法の多様化を図る。

ていく。

また、解決の方法としては、従来は行政から民間、民間からボランティアといった入口、出口が難しかったが、行政サービスや民間サービス、そしてインフォーマルサービスも組み合わせ、かつ自らできることは自らが取り組んでもらうといった本来の形に戻すことにした(図1の右半分)。これにより、市民一人一人の自助力を強化する(これを住まい力と定義)といった「仕組み」を動かす事業になった。

この「仕組み」こそが、今後より複雑、多様化していくことが予測されるさまざまな「UDなまち」創造のための課題に対応し、持続かつ拡大可能な「安心」をつくり上げることができると考えている。

事業を開始して3年がたち、4年目に入ろうとしている。やっと市民の皆さんにも浸透し、相談件数も伸びてきている。また「住まい力」を高めるためのセミナーの開催依頼も増えてきている。しかし、一方で課題も見えてきた。

ただ、その課題をさまざま立場で協議する場ができあがっていることが、最も大きな成果であるともいえる。

この事業も比較級の一つにしか過ぎないことは十分に理解しながら、もっと、より多くの「協働」による「UDなまち」への取り組みが増えることを願ってやまない。

松本市におけるユニバーサルデザインを 活用したまちづくり

松本市長 菅谷 昭



松本市ユニバーサルデザインの 推進に向けて

ユニバーサルデザインは、「すべての人のためのデザイン」と言われているように、障がいのある年齢、性別、国籍などの違いにかかわらず、多くの人が安全で安心して使いやすい製品や建築、都市環境、サービス、さらには社会の仕組みづくりを目指そうという考え方である。

松本市では、平成17年12月に「ユニバーサルデザイン基本方針」を策定するとともに、第8次基本計画（平成18～22年度）にもユニバーサルデザインの推進を位置付け、高齢者や障がいのある方の社会参加、建築物や交通のバリアフリーの促進など、一人ひとりの生き方を大切にした社会の実現の取り組みを進めてきている。

そして、平成20年5月には、公募の市民、福祉、教育、建設、商工、交通事業者など幅広い方面からの関係者に参加いただいた基本

指針策定委員会での検討を重ね、20年先、30年先を見据えた新しい松本のまちづくりを目指し、本来の意味での生きがいと知的創造性にあふれた、人間の心の原点回帰を目指して、「ユニバーサルデザイン推進基本指針」を策定したところである。

その基本指針に基づき、「ひとつづくり」「まちづくり」「ものづくり」「ソフトづくり」の分野において、市民、民間団体、事業者の方々の協働により、ユニバーサルデザインの考え方を反映させ、本市の都市戦略である「健康寿命延伸都市」の創造に向けて、「多くの市民に、生きていることの幸せを感じさせる雰囲気」が漂うまち「命を大切にすまちなち」3K施策（健康づくり・危機管理・子育て支援）の一層の充実と経済の活性化を図り、暮らしを重視する市政を進めている。

ユニバーサルデザインの 具体的な取り組みとその効果

本市におけるユニバーサルデザイン推進の

の取り組みを行ってきた。

また、狭小道路が多く、大半が一方通行であるこのエリアを路肩のカラー舗装などにより明瞭化することで、自動車の通行に必要な最低幅員を確保しつつ、歩行者や自転車の通行区分を明確にしている。

歩行者・自転車交通と自動車が交わる交差点では、信号機が無く危険性を指摘されている交差点をカラー舗装により明瞭化する



歩車共存道路として路肩を明瞭化した整備例

ることで、車の進入抑制やスピードの抑制等安全性の確保を図っている。

このような取り組みによって、地域住民が身近に感じている危険箇所や不便に感じている部分が、少しずつではあるが解消され、安全、安心な空間が形成されてきていると感じている。

(2) 松本駅周辺交通施設整備事業

この事業の実施にあたり、駅東西間の横断が不便な点、駅や歩道の段差、乗換距離の長さ、歩行者の安全確保、お城口（駅東口）に集中する交通、アルプス口（駅西口）側の基盤整備などの課題が挙げられていたが、基本指針に基づき、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら整備を行ってきた。

駅東西間には、誰もが安心、安全に横断できるように自由通路を建設し、側面全体にはガラスを使用することで、本市の自慢である北アルプスが一望でき、また、環境に配慮した太陽光発電を取り入れるなど、明るく開放的で、ゆとりのある空間を設けている。

移動円滑化施設としては、エレベーターを室内で向きを変えずに利用できるウォークスルータイプの20人乗りと15人乗りの2基を設置し、エスカレーターは、バリアフリータイプのものを6基設置した。

また、多目的トイレは、オストメイト（人工肛門使用者のパウチ洗浄用）対応のものやベビーシートを設置し、階段は、歩行者の身長

3つの事例を紹介する。

(1) 想いやりのみちづくり事業

この事業は、国土交通省が提唱する「くらしのみちゾーン」に、全国の他都市とともに登録を受けたものである。

本市の中心市街地に位置している中央東周辺地域を対象に、生活に密着した「みち」の在り方について、お互いのことを想いやって「考える・つくる・つかう」という視点に重点をおき、基本指針に基づいて、「すべての人にやさしいみち」づくりを目指して実施してきている。

この中央東周辺地域は、住宅密集地で、過交通車両や通勤通学者の往来が多く危険な交差点や路地が多く点在する一方、松本駅やあがたの森公園、まつもと市民芸術館、松本市美術館がある中心部に位置し、多くの観光客がまちを回遊している地域である。

こうした場所において、一つの取り組みとして、道路の美装化による景観への配慮、道路空間の有効活用など、歩車共存道路の整備

に配慮した2段タイプの手すりの設置や階段の踏み板の縁の部分にも色をつけるなど、分かりやすい表示をしている。そのほかにも、音声誘導装置（トイレ、エレベーター、階段、改札、案内板など）や点字サイン（手すりの起終点）、ボタン式音声案内および点字付きの案内板などの設置をするなど、誰もが安全、安心して、ゆとりをもって移動できるように配慮した整備を行っている。

アルプス口（駅西口）広場とその周辺のアクセス道路については、歩道と車道の5cmの段差を斜めにすりつけたセミフラット構造による改良や松本市サイン計画に基づく市内で統一した案内看板の設置、浸透性舗装素材の活用により、水たまり防止や雨水の浸透など環境等にも配慮した設計などを行った。

利用者にアンケートを実施したところ、駅自由通路およびアルプス口（駅西口）広場は、約8割の皆さまから使いやすい施設であるとの回答をいただいた。

アルプス口（駅西口）整備は、平成19年8月に完了したが、本市の玄関口としての役割と地域のにぎわいやゆとりのある空間を創設していると考えている。

現在、お城口広場（駅東口）と周辺道路においても、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた整備を行っており、今年度中には、事業が完了する予定である。

訪れやすく、滞在しやすい 「まちなか」づくり

からつ 唐津市長

さかいとしゆき 坂井俊之



唐津市の概要

唐津市は玄界灘に面する佐賀県北部の中心都市であり、美しく変化に富んだ自然と大陸との交流の歴史を背景に、農林水産業をはじめとする産業や伝統的な地域文化が育ち、また、優れた観光地としても発展してきた。総



まちなかUD事務所

再生ユニバーサルデザイン計画の策定

約400年前に築城された唐津城の城下町である本市のまちなか(中心市街地)は、長い歴史の中で地域の文化・伝統をはぐくみ、商業機能のみならず、地域における人、モノ、情報の交流拠点として各種機能がコンパクトに集積した利便性の高いまちとなっている。城下町に残る歴史的建造物群や地域行事が著

面積は約487km²、人口は平成17年の国勢調査では約13・1万人である。

全市の人口を年齢別に見ると、老年人口が約3・2万人、生産年齢人口が7・9万人、年少人口が2万人となっている。これから平成32年までに老年人口は7000人増加し、年少人口は5000人減少することが予測されている。なお、この予測値には平成22年4月に開校した私立の中高一貫校である早稲田佐賀中学・高等学校の影響は加味されていない。

唐津市まちなか

積する唐津市の歴史的・文化的中心であり、バスセンターおよび鉄道駅が存する公共交通の結節点であり、市役所本庁舎をはじめとする公共施設の集積拠点であり、20カ所を超える多様な医療施設の集積拠点であり、商店街やショッピングセンターなど商業サービス機能の集積拠点であり、オフィス・業務機能の集積拠点であり、旅館・ホテル等宿泊・飲食機能が集積する観光の核でもある。

しかしながらほかの地方都市同様、モータリゼーションの進展と郊外への大型店の出店に伴い来街者数がここ10年で平日は2分の1、休日は4分の1に減少し、商店街の空き店舗数も全店舗数の2割に及ぶなど、状況は厳しい。社会経済構造の変化と市民の自由な選択の帰結とはいえ、今後の老年人口の増加、環境・資源問題の悪化、厳しい財政制約を考えれば、まちなかのこれ以上の機能低下は許されず、その活性化は本市の重要課題である。



段差が少なく見通しの良いアルプス口(駅西口)広場

(3) 意識啓発事業

ここでは、特に、次世代の子供たちに向けての意識啓発事業について紹介をしたい。本市と民間団体などにおいて組織しているユニバーサルデザインネットワーク研究会により、小学校高学年を対象に、ユニバーサルデザインの啓発パンフレットを作成し配布している。

これは、「ユニバーサルデザインを知って

もらう」身の周りのユニバーサルデザインを探してみる「みんなが、暮らしやすい松本市を考えよう」など、分かりやすい言葉、写真、絵を使って紹介している。

授業の中でも、小学生がまちに出て、パンフレットを参考にしながら、ユニバーサルデザインのものを見つける、触れる、みんなで話し合うなどの取り組みを行っている小学校もあると聞いている。

こうした取り組みによって、子供たちがユニバーサルデザインを知ることが大切であり、みんなが暮らしやすい松本市のまちづくりにつながっていくと考える。

今後の展望

超少子高齢型人口減少社会の進展、地球規模での環境問題の深刻化など、私たちを取り巻く社会情勢は予想を上回るものとなっている。

特に少子化と高齢化による人口の減少は、世界に例のない進展となっており、今後さらに進展することが見込まれている。

私は、この超少子高齢型人口減少社会の到来に対応していくことの必要性をいち早く感じ、市長就任以来、いのちの質や人生の質を高める「転換の時代」「量から質への発想の転換」そして「健康寿命延伸都市・松本の創造」を掲げて市政運営に取り組んできた。昨今の

社会情勢、そして将来を見据えたとき、改めて「豊かさ」に対する発想を転換し、一人ひとりのいのちと人生の質を高めていくことへの思いを強くしているところである。昨年度策定した「松本市総合計画」では、「健康寿命延伸都市・松本」を目指すべき将来の都市像として掲げるとともに、「健康」を「より良い状態を保つこと」として位置付けて、市民の皆さまとの協働によりまちづくりを進めていくこととしている。

「健康寿命」は、言い換えれば、市民一人ひとりがそれぞれの環境の中でより良い状態である期間、幸せを感じられる期間であり、身体が健康だけではなく、家族や地域社会のつながりや私たちの生活を取り巻くさまざまな環境の健康が欠かすことのできないものと考えられる。このことは、まさに市民の皆さま一人ひとりが主役となって、幸せを感じ、そして幸せを感じさせるためのまちづくりを進めていくことであると考えている。

成熟型社会のモデル都市として、「健康寿命延伸都市・松本」の実現を目指し、市民の皆さまとともに、堅実に、着実に、そして誠実にまちづくりを進めていくところであるが、これらの取り組みは、すべての人のためのデザインと言われるユニバーサルデザインの考え方と合致するものである。

このような状況下、平成18年6月に市民を中心とした「唐津市まちなか再生推進グループ」が発足した。同年10月、同グループは「唐津市まちなか再生構想」を策定、市および県へこれを提言する。当該構想は「優しく元氣な唐津のまちなか」をコンセプトにまちなかの再生を目指すもので、ここにおいて、再生の方向の一つとして「憩う」のキーワードのもと、ユニバーサルデザインの視点でまちなかを見直し、誰もがゆつたりと時間を過ごせるまちなかを再生すること、まちなかを誰もが安心して行動でき、憩い、楽しめる空間にすることが掲げられた。

翌平成19年1月、佐賀県は「佐賀県ユニバーサルデザイン実施計画」を策定。県は上述の「唐津市まちなか再生構想」を踏まえ、本市のまちなか再生の動きをUDのまちづくりの先導的取り組みとして捉え、本市をUD推進地区に選定、関係課による支援を進めることとした。

さらに翌平成20年1月、本市は「唐津市中心市街地地区都市再生整備計画」を策定。当該計画では「唐津市まちなか再生構想」および県によるUD推進地区指定を踏まえ、区域の整備方針の一つに「公共施設のユニバーサルデザイン化や街路等の整備改善による歩きやすくなるまちなかの形成」を定め、これを具体化するための事業として「UDのまちづくり実施計画作成」を掲げた。これらの経緯を経て、平成21年3月、市がまちなか関係者の参

画を得て「唐津市まちなか再生ユニバーサルデザイン計画」を策定、次項へ示す取り組みに着手したものである。

訪れやすく時間を過ごしやすいまちなかづくり

唐津市まちなか再生UD計画は、唐津市まちなか再生構想と同じ「優しく元氣な唐津のまちなか」を基本コンセプトとし、①やさしさと思いやりのココロづくりの推進、②訪れやすく、わかりやすい情報の提供、③使いやすい移動空間づくりの推進、④誰もが楽しめる、憩えるまちなかづくりの推進の4つの基本方針を設定、各方針に沿った施策を展開することを決め、市とまちなか再生推進グループが役割を分担しつつも連携しながら取り組みを進めることとしている。

さて、取り組みを進めるにあたっての課題は、いかにしてグループの活動を促すかという点であった。道路の段差解消など行政所管の事業は行政の責務として粛々と進めていくばかりだが、グループの側はそうもいかない。UD化で直ちに来街者が増えることは考えづらく、通常業務で多忙なグループ内の各団体が取り組みを活発に進めることは現実には難しいことが予想された。

そこで、市は厚生労働省の雇用対策事業を活用し、平成21年5月より、まちなかUD化の推進業務をまちなかの中核的団体である唐津中央商店街へ委託、グループの取り組みを

支援する体制を整えることとした。

これを受け、商店街では専属スタッフ2名を雇用。UD化の活動拠点として、商店街内の空き店舗を利用して「まちなかUD事務所」を開設し、取り組みを開始した。空き店舗を事務所としたのは、人目につくところへUDの看板を掲げた拠点を設置することで、本気で取り組んでいることを対外的に示すためである。

併せて、グループ内にUD推進部会を発足させた。月に一度、それぞれの仕事を終えて夜7時30分にUD事務所へ集まり、UD化への取り組みについて議論を重ねている。当初「まちなかのUD化とは」という言い方をして「訪れやすく時間を過ごしやすい環境をつくる」ということじゃないか」とかみ砕いた瞬間から、議論が進みはじめた。その後、まちなかへのベンチの設置や、多目的トイレの機能強化(幼児用便座、点字案内の設置)、店舗の車椅子対応度などの情報を記載したまちなかマップの作成、外国人対応のための指差しコミュニケーションシートの作成など、少しずつではあるが、取り組みが形となりつつある。なにより、まちなかにUDについての認識と心が根付きつつあることが嬉しい。さらに外への広がりも見せてもおり、ベンチが足りないという声を聞きつけた地元工業高校がベンチを作成してくれるなどの動きが出てきている。

まちなか休憩所の開設

平成22年6月には、部会での議論をもとに商店街内に「まちなか休憩所」が開設された。これは商店街の入り口に生じた服飾店の空き店舗を利用したもので、設備としては3つのテーブルと12脚の椅子、キッズスペース、ベビーベッド、授乳室(洋服店時の試着室をそのまま利用したもの)、冷水・お茶サービスを備え、スタッフ1名が常駐している。利用者などいないという声もある中、とりあえずやってみようということで開設に踏み切ったものであるが、ふたを開けてみれば利用者は一日平均38名にのぼった。利用者層としては高齢者が24%で最も多く、ついで学校帰りの中高生が23%で続く。

興味深いのは、徐々に休憩所以外の機能を発揮しはじめたことである。第1は交流機能。通院・買物のついでに利用されることを想定していたが、休憩所スタッフとの、あるいは来街者同士の交流を求めて来訪される方が目立つようになってきた。第2は案内所機能。まちなかの入り口に立地しているためか、飲食店や観光施設、公共交通などについての情報を求める観光客の利用も少なくなっている。第3はニーズ収集機能。来訪者との対話を通じ、まちなかに対するニーズが自然と集まるようになった。開設前の想定以上に、訪れやすく時間を過ごしやすい環境の提供に貢



まちなか休憩所内部

献しているものと考えている。

この4月からは健康体操、折り紙、絵手紙、手編みなどを教える「おたのしみクラブ」が始まった。これは誰でも手ぶらで訪れて参加できる教室で、交流を求める来訪者が多いことから、さらなる交流を誘発するための仕掛けとして用意したものである。これが果たしてUDなのかという議論もあったが、訪れやすく滞在しやすい環境づくりというコンセプトには合致しており、来訪者が増えることだけでなく意見も増えることから、実施に踏み切った。おかげさまで各教室とも盛況で、来街者の増加にもつながっている。今後も、休憩所で探り出したニーズをもとに、訪れやすく時間を過ごしやすい環境づくりが続けられる予定である。

取り組みを全市に拡大

本市は平成23年4月に保健福祉部内にユニバーサルデザイン担当係を新設した。ここまでの取り組みは企画部門が音頭をとって進めてきたが、庁内の理解と公的部門の取り組みがある程度軌道に乗ったことから、高齢者や障害のある方、乳幼児連れの利用者に近い保健福祉部門に施策をリードさせることとしたものである。これにより、よりきめ細やかなUDのまちづくりを全市的に進めていく。

UDの要諦はミスター・アベレージの発想からの脱却と継続的な改善にあると私は考えている。それはものづくりや狭義のまちづくりに限定されるものではなく、行政にとつては、あらゆる分野において適用すべき考え方である。夫婦と子から構成される「標準世帯」を念頭につくられた諸制度が社会の変化や世帯構成の多様化が進む中で機能不全を起しはじめてるように、制度設計時は合理的であったものや、スタート時に便宜上設定されただけのパラメータが改められないまま存続し、実態から乖離している状況、あるいは今後乖離する状況は、どの分野でも生じ得る。UDの考え方に倣い、暗黙の前提を疑い根源的に思索すること、また、絶えざる改善に取り組む姿勢を持つことを職員には求めたい。そうすることで、より暮らしやすく住みやすい唐津市づくりが進んでいくものと考えている。